

市からの連絡帳



届出・税・国保

市民課土曜日窓口

市では、土曜日に住民票の写しや印鑑登録証明書の交付のほか転出・転入手続きなどでもできる「サタデーサービス」を行っています。

場・時

保谷庁舎 第1・3・5土曜日  
田無庁舎 第2・4土曜日  
いずれも午前9時～午後0時30分  
週ごとに庁舎が入れ替わりますので、ご注意ください。

内容によっては、取り扱えないものもありますので、事前にお問い合わせください。

市民課 田 (☎042-460-9820)  
保 (☎042-438-4020)

市税、国民健康保険料(税)の夜間・休日納付相談窓口

夜間

時 9月15日(木)・16日(金)  
午後5時～8時

休日

時 9月10日(土)・11日(日)  
午前9時～午後4時

場 市税...納税課(田無庁舎4階)  
国民健康保険料(税)...保険年金課(田無庁舎2階)

窓口に田無庁舎のみです。  
因 市税、国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行<sup>※</sup>、納税課 田 (☎042-460-9832)  
保険年金課 保 (☎042-460-9824)

家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。

また、表題登記がなされている建物を取り壊した場合は、不動産登記法により、所管の法務局に滅失の登記をすることになっています。

◆登記に関する問合せ先

田 法務局田無出張所 (☎042-461-1130)  
資産税課 田 (☎042-460-9830)

国民健康保険被保険者証(保険証)の更新

10月1日から有効の保険証を9月中旬から世帯主あてに簡易書留でお送りします。

配達日に不在のときは、不在票が投函されますので、直接郵便局へお問い合わせください。ただし、郵便局での保管期間経過後は、原則として保険年金課(田無庁舎2階)での受け取りになります。本人確認書類(免許証・パスポート・旧保険証・医療証などいずれか1点)印鑑をお持ちください。

なお、郵便局の配達事情により、2週間程度かかる場合もあります。

◆新しい保険証  
一般被保険者証...濃クリーム色  
退職被保険者証...空色  
有効期間

10月1日～平成25年9月30日  
ただし、次に該当する方は有効期限が異なります。  
10月2日以降に75歳になられる方  
退職者医療制度該当者で10月2日

以降に65歳になられる方

詳しくは、新しい保険証に同封のお知らせをご覧ください。

保険年金課 田 (☎042-460-9822)

年金

付加年金をご存知ですか?

国民年金第1号被保険者で、月々の保険料に400円(付加保険料)をプラスして納めると、老齢基礎年金に上乗せして給付される付加年金があります。

付加年金の受給額は、200円×付加保険料納付月数として計算されます。例えば、10か月付加保険料を納めた場合、200円×10か月=2,000円(年額)が付加年金として支給されます。

付加保険料は、申し込みをした月分から納付となります。

田 国民年金第1号被保険者のみ(保険料の免除を受けている方および国民年金基金加入者を除く)

保 保険年金課 田無庁舎2階)市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)へ。

保険年金課 田 (☎042-460-9825)

福祉

敬老金を贈呈します

市では、対象となる高齢者の方々に、敬老と長寿をお祝いして敬老金をお贈りします。

対象となられる方には、はがきをお送りします。

敬老金贈呈日  
各地区の民生委員または市職員が、9月6日(火)～15日(木)に直接自宅へお届けします。



区分	対象	金額
77歳	昭和8年9月1日～昭和9年8月31日に生まれた方	1万円
88歳	大正11年9月1日～大正12年8月31日に生まれた方	1万円
100歳	明治44年4月1日～明治45年3月31日に生まれた方	5万円

高齢者支援課 保 (☎042-438-4028)

都営交通無料乗車券の更新

身体障害者手帳 愛の手帳 被爆者手帳 戦傷病者手帳所持者で、有効期限が平成23年9月30日の都営交通無料乗車券をお持ちの方は、9月1日(木)から更新ができます。

必要なもの 現在お持ちの無料乗車券、上記～いずれかの手帳

の被爆者手帳所持者は、手帳のほかに「健康管理手当証書」または「被爆者援護法第11条に規定する医療給付認定書」も必要です。

田 障害福祉課(両庁舎1階)へ。

障害福祉課 田 (☎042-464-1311内線1561)  
保 (☎042-438-4035)

10月1日から下水道使用料が改定となります

～ご理解とご協力をよろしくお願いします～

下水道課 保 (☎042-438-4058)

市は、下水道財政の健全化を図るため、平成22年5月31日に、市民・学識経験者・大口使用者の方々10人からなる下水道審議会を設置し、「下水道使用料および料金体系の適正化について」諮問を行いました。

さまざまな視点から多岐にわたる審議を経て、下水道審議会から、平成22年12月17日に答申をいただきました。市は答申を尊重し、右表のとおり平成23年6月の市議会定例会で可決されました。

改定は、平成23年10月1日からとなります。

【改定の効果】

改定に伴う平成23年度使用料収入見込額は、約1億円の増収となり、一般会計繰出金の抑制が図られます。

また、汚水処理費経費回収率は、平成21年度の52.1%から、平成25年度には約60%台後半の水準までに改善される見通しになっています。多摩26市の平均汚水処理費経費回収率は、91.6%になります。

【改定後の料金】

現行の使用料体系は、基本使用料部分を除く従量使用料部分を7段階に区分しています。今回の改定によ

り東京23区や他市(武蔵野市ほか6市)が採用する8段階の水量区分に改定し、使用料単価については基本的に現行のとおりとします。

これにより、下水道使用料を10%から13%引き上げることをお願いするものです。

下水道使用料は、生活排水などの比較的量の少ない排水は料金を低く抑えられることから節水効果があります。また排出量が多くなると料金が高くなる料金体系(料率表参照)になっています。

一般家庭(4人世帯)の平均排出汚水量24m<sup>3</sup>/月(東京都などが、一般的に使用する値)で計算すると、1,883円から2,068円(消費税込み)となり、1か月当たり185円の引き上げとなります。

【使用料の改定にご理解を】

市では、厳しい財政状況の中で、これからも効率的な事業の運営を行い、財政の健全化を図っていきたくと考えています。

市民の皆さんには、下水道使用料の改定で新たなご負担をお願いすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

下水道使用料料率表(1か月分・消費税別)

汚水の種類 (1月当たり)	改定前		改定後		
	排出量	使用料(円)	排出量	使用料(円)	
一般汚水	基本使用料	10m <sup>3</sup> 以下	410	8m <sup>3</sup> 以下	410
	第2水量区分	11～20m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> 当たり88	9～20m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> 当たり88
	第3水量区分	21～50m <sup>3</sup>	126	21～30m <sup>3</sup>	126
	第4水量区分	51～100m <sup>3</sup>	157	31～50m <sup>3</sup>	157
	第5水量区分	101～200m <sup>3</sup>	189	51～100m <sup>3</sup>	189
	第6水量区分	201～500m <sup>3</sup>	239	101～200m <sup>3</sup>	239
	第7水量区分	501～1,000m <sup>3</sup>	283	201～500m <sup>3</sup>	283
	第8水量区分	1,001m <sup>3</sup> 以上	328	501～1,000m <sup>3</sup>	306
	第9水量区分	-	-	1,001m <sup>3</sup> 以上	328
浴場汚水	1m <sup>3</sup> あたり19円		1m <sup>3</sup> あたり19円		

(単位: m<sup>3</sup>・円)

排出量	新使用料	旧使用料	排出量	新使用料	旧使用料	排出量	新使用料	旧使用料
0	410	410	55	6,811	5,855	110	17,706	14,810
5	410	410	60	7,756	6,640	115	18,901	15,755
10	586	410	65	8,701	7,425	120	20,096	16,700
15	1,026	850	70	9,646	8,210	125	21,291	17,645
20	1,466	1,290	75	10,591	8,995	130	22,486	18,590
25	2,096	1,920	80	11,536	9,780	135	23,681	19,535
30	2,726	2,550	85	12,481	10,565	140	24,876	20,480
35	3,511	3,180	90	13,426	11,350	145	26,071	21,425
40	4,296	3,810	95	14,371	12,135	150	27,266	22,370
45	5,081	4,440	100	15,316	12,920			
50	5,866	5,070	105	16,261	13,705			

計算例 1か月24m<sup>3</sup>使用した場合  
東京都による一般家庭(4人世帯)の平均値  
旧 {410円 + (10m<sup>3</sup>×88円) + (4m<sup>3</sup>×126円)} × 1.05 = 1,883円  
新 {410円 + (12m<sup>3</sup>×88円) + (4m<sup>3</sup>×126円)} × 1.05 = 2,068円  
この料金改定に伴い、使用料の免除については、基本使用料の排出量区分が10m<sup>3</sup>から8m<sup>3</sup>までに変更となりますが、この変更については平成24年4月1日から適用になります。

